



札幌市告示第96号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和3年札幌市告示第1316号で指定した、特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

令和4年（2022年）1月13日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市東区東雁来6条3丁目89番11の一部
- 2 法施行規則第31条第2項（土壌含有量）の基準に適合していない特定有害物質
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去